

# あっせん案24日にも提示

水俣病補償処理委

## “和解額”より若干増額

### 重患は介護手当で支給

水俣病補償処理委員会(千種達夫委員長)は、水俣病患者のいわゆる一任派に対するあっせん案について、最終的なまとめを行なっているが、二十四、五日ごろにも東京に患者、チッソ会社の双方を呼んで、あっせん案を提示したいと考えている。

同委員会は、あっせん案について  
①死亡者に対しては一時金、生存者には年金と一時金を支給する  
②支給額は年齢、障害等級(四階級)に応じて差をつけるが、これは三十四年当時の和解契約による額より少しふやした額としたい  
との基本方針を固めており、金額などについて最終的な詰めを行なっている。

これまでのところ、生存者に対する年金、一時金については四段階の障害等級と五、六段階の年齢差を設けたいと考えているように、金額は和解契約の額に若干増額したものである見直しである。年金、一時金とも和解契約でこれまで支払われている額を既得権として考え、これを基本にして障害等級、年齢差に応じて入院料的なものを加えたものと考えているが、年齢差を何段階にするかともまだ最終的に決定していない。

死亡者に対する一時金も、障害等級、年齢による差をつけることは生存者の場合と同じだが、これまで三百万円前後の案が出されているものの、全体のバランスを考えた場合手直しが必要で検討されている。

このほか、重症患者に対する介護手当を別立てで支給する考えられているが、これについては①十日未満②十日以上二十日未満③二十日以上一の三段階に分け一カ月単位で約五千円から一万元の額を、一応の目安として現在大蔵省と折衝している。

同委員会は、金額などについて最終的な検討をし、今月下旬には双方に提示する予定で、その段階で徹夜でも双方の納得を得て、同補償問題を解決したいとしている。この場合、双方の当事者、水俣市関係者など相当数の関係者を呼ぶ必要があるため、両者の都合、場所などを検討し、一応二十四、五日ごろを考え準備を進めて